

## 臨時株主総会招集のための基準日設定公告

平成20年12月20日

株主各位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
新宿センタービル8階  
ニッシン債権回収株式会社  
代表取締役社長 合田 益己

当社は、平成21年2月下旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成21年1月4日（日曜日）（但し、当日は株主名簿管理人の休業日であるため、実質上は平成20年12月30日（火曜日））を基準日と定め、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

---

株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部